

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 31 号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成 18 年瀬戸市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（物品の販売等の禁止）</p> <p>第 7 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p><u>3 管理責任者は、前項の許可を受けて使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当し当該使用により第 1 号の暴力団を利することとなると認めるときは、その使用の許可をしない。</u></p> <p>— <u>瀬戸市暴力団排除条例（平成 23 年瀬戸市条例第 12 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>— <u>暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>— <u>暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p>4 管理責任者は、<u>第 2 項の規定による申請について使用の許可をしたときは、庁舎使用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>5 <省略></p> <p>（許可の取消し等）</p>	<p>（物品の販売等の禁止）</p> <p>第 7 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 管理責任者は、<u>第 1 項ただし書の規定により許可をしたときは、庁舎使用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。</u></p> <p>4 <省略></p> <p>（許可の取消し等）</p>

<p>第 8 条 管理責任者は、前条第 5 項の規定による使用の許可に付された条件又は管理責任者の指示に従わない者があるときは、その者に対して是正を命じ、当該許可の条件若しくは指示を変更し、又は当該使用の許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 管理責任者は、前条第 4 項の使用の許可をした者について同条第 3 項各号のいずれかに該当し当該使用により暴力団を利することとなると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p>	<p>第 8 条 管理責任者は、前条第 4 項の条件若しくは指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可の条件若しくは指示を変更し、又は許可の取消しをすることができる。</p>
--	---

第 1 号様式中

4 使用人数

を

4 誓 約

私は、庁舎の使用許可申請に際して、私及び以下に列記する使用者が次の各号のいずれにも該当しないこと並びにこの使用により暴力団を利することとならないことを誓います。なお、この誓約に関して虚偽であることが判明した場合にあっては、使用が許可されなくても異議を申しません。

暴力団
暴力団員
暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

使用者（申請者を除く。）

平成 年 月 日

に

氏名 _____	住所 _____

改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。